

第183回 定時株主総会 招集ご通知

ī	_	
ľ		
Ī	=	
п	-	

2023年6月28日 (水曜日) 午前10時

東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号

朝日生命宮益坂ビル

「渋谷サンスカイルーム」 5 A会議室 (5階)

議

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

決 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈

早の件

事 第4号議案 会計監査人選任の件

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に 関する対応策(買収防衛策)の

継続の件

	株主の皆様へ/経営理念	
	招集ご通知	2
	株主総会参考書類	5
	事業報告	
	連結計算書類	_
次	計算書類	
	監査報告	/ 2
	会社概要/株主メモ	76
	Tonics	78



株主の皆様へ



当社は、耐火物事業を核として、 競争力・収益力・成長力のある 企業体質の確立を目指してまいります。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。 当社第183回定時株主総会を2023年6月28日(水曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。 株主総会の議案および第183期の事業の概要につきご説明申しあげますので、ご覧くださいますようお願い申しあげます。

2023年6月

代表取締役社長

大久保正志

*** 経営理念 ***

わが社は、創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、 いかなる時代、いかなる環境にも適合する会社を目指します。

Heart & Spirit

当社は、明治18年の創業以来、お客様ニーズを的確に把握し新製品の開発、新ジャンルの開拓を推し進めてまいりました。21世紀も、その姿勢は変わりません。

Ecology

当社は、どんなに優れた技術であっても地球環境にダメージをあたえてはならないと考えます。環境に対して求められるもの、必要なものを展望しながら製品・設備を提供してまいります。

Challenge

「現状維持は退化につながる」という発想のもと、常に新しい技術を開発し続け、新しい分野への進出によりお客様の満足を実現してまいります。

株主各位

証券コード 5355 2023年6月7日

東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

日本ルツボ株式会社

(登記上社名 日本坩堝株式会社)

代表取締役社長 大久保正志

第183回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第183回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第 183回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト(https://www.rutsubo.com)



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」「IRライブラリー」 「株主総会招集通知・報告書」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本坩堝」または「コード」に当社証券コード「5355」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

なお、各議案につき賛否の意思の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いい たします。

敬具

記

- 1 日 時 2023年6月28日 (水曜日) 午前10時
- 2 場 所 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号 朝日生命宮益坂ビル「渋谷サンスカイルーム」5 A 会議室 (5階)
- 3 目的事項 報告事項 1. 第183期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第183期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

第4号議案 会計監査人選任の件

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、 修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

事前の議決権行使についてのご案内

書面(郵送)で議決権を行使いただけます。

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずに ご投函ください。

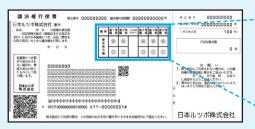
(下記の行使期限までに到着するようご返送ください)



行使期限

2023年 6 月27日 (火曜日) 午後 5 時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法

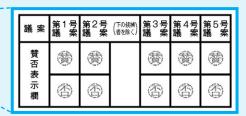


第1号議案・第3号議案・第4号議案・第5号議案について

賛 成 の 場 合 → 賛 に○印

反 対 の 場 合 → **否**に○印

こちらに議案に対する賛否をご記入下さい。



第2号議案について

全員賛成の場合→替の欄に○印

全員反対する場合 → 否 の欄に○印

一部の候補者に → 賛 の欄に○印をし、反対する反対する場合 → 候補者の番号をご記入ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

利益配当につきましては、業績の状況、配当性向、企業体質強化のための内部留保などを総合的に判断し、適正な利益配分を継続的に行うことを基本方針としております。

中間配当は見送らせていただきましたが、期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、当期の業績および当社を取り巻く経営環境などを勘案いたしまして、1株につき9円の配当とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- ② 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、61,449,705円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日といたしたいと存じます。

取締役7名選任の件 第2号議案

取締役全員(7名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名(うち 社外取締役1名)の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位および担当	
1	*** く ぼ まさ し 大久保正志	代表取締役社長	再任
2	広野玲緒奈	常務取締役 管理部門・企画部門管掌	再任
3	小松 俊夫	取締役 鉄鋼事業担当 豊田工場長	再任
4	_{おか} のぶゅき 岡 信幸	取締役 生産部門管掌 大阪工場長	再任
5	にしむら ゆうじ 西村 有司	取締役 営業部門管掌	再任
6	おかもと さとし 脱	執行役員総務部長兼リスク管理兼コンプラ イアンス室長	新任
7	いわたに せいじ 岩谷 誠治	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

大久保 正志

再任

牛年月日 1951年3月31日

所有する当社の株式数 74.500株

取締役会出席状況 10/10回

候補者番号

再任

生年月日 1960年5月9日 所有する当社の株式数

10.000株

取締役会出席状況 10/10回

略歴、当社における地位及び担当

1973年 4 月 当社入社

1996年 3 月 当社経理部長

1998年10月 当社管理部長

2004年6月 当社執行役員統括本部副本部長兼管理部長

2005年 6 月 当社取締役経理部長

2007年7月 当社取締役経理部長兼経営企画室長

2010年 4 月 当社常務取締役経理部長兼経営企画室長

2011年6月 当社代表取締役社長(現任)

取締役候補者とした理由

大久保正志氏は、長年にわたる経営者としての豊富な知識・経験を有しております。 2005年に取締役に就任し、2011年から代表取締役社長として当社グループを統括し、グ ループの持続的な成長と企業価値向上を図ってまいりました。これらの豊富な知識・経験 を踏まえ、引き続き取締役として適切な人材と判断し取締役候補者といたしました。

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行

2008年2月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)金融・公共法人 管理部長

2009年 4 月 同行高松営業部長

2015年 6 月 当社経理部長

2016年 4 月 当社執行役員管理部長兼経営企画室長

2017年6月 当社取締役管理部門管掌 管理部長兼経営企画室長

2019年 4 月 当社取締役管理部門管堂 経理部長兼経営企画室長

2020年 4 月 当社常務取締役管理部門管掌 経理部長

2023年 4 月 当社常務取締役管理部門・企画部門管掌 (現任)

取締役候補者とした理由

広野玲緒奈氏は、長年にわたる銀行での勤務を通じて豊富な知識・経験を有しておりま す。2017年から取締役として管理部門を管掌し、2020年から常務取締役としてグループ の持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおります。これらの豊富な知識・経験を踏ま え、引き続き取締役として適切な人材と判断し取締役候補者といたしました。

候補者番号

小松

俊夫

再任

生年月日 1959年1月29日

所有する当社の株式数 9.600株

取締役会出席状況 10/10回

候補者番号 4





再任

生年月日 1958年7月10日

所有する当社の株式数 10.100株

取締役会出席状況 10/10回

略歴、当社における地位及び担当

1982年 3 月 当社入社

2011年 4 月 当社豊田工場長兼御船鉱山鉱業所長

2013年 1 月 当社調達部長兼技術開発部技術部長

2013年 4 月 当社調達部長兼技術センター技術部長

2013年 6 月 当社執行役員調達部長兼技術センター技術部長

2017年 6 月 当社取締役鉄鋼部門長 調達部長

2018年 4 月 当社取締役鉄鋼部門長 調達部長兼豊田工場長

2023年 4 月 当社取締役鉄鋼事業担当 豊田工場長 (現任)

取締役候補者とした理由

小松俊夫氏は、長年にわたり鉄鋼技術部門を中心とした豊富な知識・経験を有しております。2017年から取締役として、鉄鋼部門長、調達部長および豊田工場長を兼務し、グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおります。これらの豊富な知識・経験を踏まえ、引き続き取締役として適切な人材と判断し取締役候補者といたしました。

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4 月 当社入社

2013年 1 月 当社大阪工場長

2015年 6 月 当社執行役員大阪工場長

2019年 6 月 当社取締役生産部門管掌 大阪工場長 (現任)

取締役候補者とした理由

岡信幸氏は、長年にわたり生産部門に携わっており豊富な知識・経験を有しております。2019年から取締役として生産部門を管掌し、グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおります。これらの豊富な知識・経験を踏まえ、引き続き取締役として適切な人材と判断し取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

西村

有言

再任

生年月日 1972年8月29日

所有する当社の株式数 14.700株

取締役会出席状況 10/10回

略歴、当社における地位及び担当

1997年 4 月 当社入社

2008年 4 月 当社東京支店長

2017年6月 当社営業部長

2018年 4 月 当社執行役員営業部長

2019年6月 当社取締役営業部門管掌 営業部長

2023年 4 月 当社取締役営業部門管掌 (現任)

取締役候補者とした理由

西村有司氏は、長年にわたり営業部門に携わっており豊富な知識・経験を有しております。2019年から取締役として営業部門を管掌し、グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおります。これらの豊富な知識・経験を踏まえ、引き続き取締役として適切な人材と判断し取締役候補者といたしました。

候補者番号

さと **ロル**

おかもと

联

新任

生年月日 1964年6月16日 **所有する当社の株式数** 700株

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行

2019年 4 月 当社総務部長

2021年 4 月 当社執行役員総務部長

2022年7月 当社執行役員総務部長兼リスク管理兼コンプライアンス室長(現任)

取締役候補者とした理由

岡本聡氏は、長年にわたる銀行での勤務を通じて豊富な知識・経験を有しております。 当社入社後は、執行役員総務部長、リスク管理コンプライアンス室長として業務生産性向 上や人財育成等、管理部門における業務の高度化に関わるさまざまな施策を牽引しており ます。これらの豊富な知識・経験を踏まえ、取締役として適切な人材と判断し取締役候補 者といたしました。 候補者番号 /

おおお

誠治

再任

社外

独立

生年月日 1964年9月2日 **所有する当社の株式数**

0株

取締役会出席状況 10/10回

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4 月 株式会社資生堂入社

1990年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社

2001年 6 月 岩谷誠治公認会計士事務所代表 (現任)

2015年 6 月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岩谷誠治氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として専門的な知識と豊富な経験を有しております。また、2015年から社外取締役として、当社の経営に専門的かつ的確な助言をいただいております。豊富な知識・経験に基づくこれまでの実績に加え、引き続き専門的かつ的確な助言を通じて取締役会における議論の活性化等に貢献していただく役割を期待し、取締役として適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 岩谷誠治氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
 - 3. 社外取締役との責任限定契約について 当社は岩谷誠治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結 しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、同氏の再任が承認された場合 には、当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、当社取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が塡補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
 - 5. 当社は岩谷誠治氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役大橋秀明氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。 なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。 退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏	名	略歴
大橋	秀明	2011年6月 当社取締役 2018年4月 当社常務取締役(現任)

第4号議案

会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人としてグローリー監査法人の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

1. グローリー監査法人を会計監査人候補者とした理由

近年、監査報酬が増加傾向にあることなどを契機として、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性について検討してまいりました。

今回、グローリー監査法人を候補者とした理由は、同監査法人の監査実績や監査報酬が当社の事業規模に適していること、専門性、独立性、業務遂行能力、品質管理体制、当社の事業内容との親和性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適正かつ妥当と判断したためであります。

2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年3月末現在)

名 称	グローリー監査法人	
事務所	主たる事務所東京都中央区八重洲二丁	目1番4号
沿革	2016年10月 グローリー監査法人設立	- -
概要	資本金 構成人員 社員(公認会計士) 職員(公認会計士) (その他の職員) 合 計	7百万円 7名 11名 1名 19名

第5号議案

当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

当社は、2020年6月25日開催の当社第180回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、企業価値・株主共同の利益向上の観点から、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「現プラン」といいます。)を継続しております。

現プランは、2023年6月28日開催予定の当社定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、現プランの継続承認後の情勢変化および買収防衛策に関する議論の動向等を勘案し、当社の企業価値・株主共同の利益向上の観点から、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、株主の皆様が適切な判断をするために必要な十分な情報および時間の確保、買付者等との交渉機会の確保等の観点から、現プランはなお有用であると判断し、2023年5月11日開催の当社取締役会において、現プランを継続(以下、継続後の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)を「本プラン」といいます。)することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、現プランの継続にあたり、近時の買収防衛策に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、現プランの内容について見直しを行っております。

本プランにつきましては、当社取締役会決議に先立ち、当社社外取締役1名および当社監査役3名全員(当社監査役3名はいずれも社外監査役です。)が、本プランの継続を相当と判断する旨の意見を表明しております。

本プランは、会社法施行規則第118条第3号に定める「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」にかかる取組みのひとつであり、当社定款第18条第1項に基づき、本定時株主総会において株主の皆様にお諮りし、ご承認を得られることを条件として発効するものとします。

なお、2023年3月31日現在の当社大株主の状況は、別紙3のとおりですが、現時点において当社は当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の経営理念および企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダー(利害関係者)との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場しておりますので、当社の株式は株主および投資家の皆様による自由な取引が原則であり、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づき行われるものと考えており、当社株式に対する大規模買付行為があった場合においても、これが当社の企

業価値の向上および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、当社の株式の大規模買付行為の中には、当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠な取引 先、債権者、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を損ねるおそれのあるもの、株主に対して当社株式の売 却を事実上強要するおそれのあるもの、当社や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための 十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありませ ん。

当社はこのような大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組みについて

(1) 企業価値・株主共同利益の源泉

当社は、1885年(明治18年)の創業以来、耐火物および工業炉のメーカーとして138年間、国内外の鋳造業界、鉄鋼業界を中心とした市場に対し製品を供給してまいりました。当社が長年にわたり継続企業(ゴーイングコンサーン)として存続してきた理由は、取引先、債権者、従業員等のステークホルダーとの長期的な信頼関係を基盤とし、販売、研究開発、品質改善、コストダウン、新製品開発など顧客の要求に応える継続的な努力により常に企業価値の向上を目指してきたことによるものと考え、今後も更なる企業価値および株主共同の利益の向上に努めてまいります。

当社グループは、『創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、いかなる時代、いかなる環境にも適合する会社を、目指す』ことを経営理念とし、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応え、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を経営の最重要課題として取組んでおります。そのために、内部統制システムの整備・強化を図り、経営の透明性・公平性を確保し、迅速な意思決定により経営の効率化を高めるべく、コーポレートガバナンスの充実を進めております。

現中期経営計画(2023年3月期から2025年3月期)においては、基本課題として、「業績の伸展、財務の強化」「顧客満足度の飛躍的改善」「業務の生産性向上」「組織・人財の活性化」を掲げ、連結収益の拡大、利益率の改善、戦略的な経営資源配分、顧客に寄り添い全幅の信頼を得る活動・業務の実践、一人・単位時間当たりの成果増大、部署間の真摯な対話の拡充、全員が誇りを持てる働き甲斐のある職場風土創り等を進めます。

具体的には、付加価値の高い製品の開発・製造、サービスの提供に努め、新規顧客の開拓、工事への取組拡充、海外展開等を進めるとともに、製造原価の低減、販売費・一般管理費の削減に注力してまいります。特に営業利益率の向上に重点を置いて、グループ全社・全員が一体となって取り組んでまいります。

(2) コーポレートガバナンスへの取組み

当社は、株主をはじめとするステークホルダー重視の観点から、経営が健全、適切かつ効率的に運営されているかを監視、統制する仕組みを構築するため、取締役会、監査役会のほかに内部監査室を設置し、経営における透明性を高め、公正性の維持・向上に努めております。

取締役会については、原則として毎月1回定例開催(必要に応じて臨時開催)し、経営の基本方針の策定および具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、重要な業務執行は、中期経営計画等の事業 戦略を踏まえて決定しております。

監査役会は常勤の監査役1名、非常勤の監査役2名(3名全員が社外監査役)で構成され、各監査役は取締役とは職責を異にする独立機関であることを十分に認識し、取締役会においても積極的かつ活発な発言をしています。さらに常勤の監査役は取締役会のほか、社内の重要な会議に必ず出席するほか、重要な決裁文書を閲覧し、取締役、使用人から報告を受けるなど、取締役の業務の執行を監視しております。

また、当社は、取締役会の機能向上を図るため、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、取締役会の実効性の確保・強化に努めております。

加えて、取締役・経営幹部の人事・報酬などの重要な事項の検討に当たって取締役会が適切な関与・助言を得るための機関として、諮問委員会を設置しております。諮問委員会は、社外取締役岩谷誠治、社外監査役山本博之・茂木康三郎・草野成郎、および取締役社長大久保正志(委員長)で構成しております。

また当社は、取締役会による業務執行の基本方針をもとに、経営に関する重要な事項を審議し、経営方針の徹底、経営計画の予実管理、経営課題に係る対策協議及び重要な日常業務等について討議するため、経営会議を毎月開催しております。

3. 本プランの目的

本プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間を確保するとともに、大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程(その概要については別紙1をご参照ください。)に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる

者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。現在の独立委員会委員である本林 徹氏、茂木康三郎氏、草野成郎氏、岩谷誠治氏は、本プランの継続後も引き続き独立委員会委員に就任する予定です。

(独立委員会委員の略歴につきましては、別紙2をご覧下さい。)

- 4. 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)
 - (1) 本プランに係る手続き
 - ① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案¹ (ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株券等 2 について、保有者 3 の株券等保有割合 4 が20%以上となる買付けその他の取得
- (ii) 当社が発行者である株券等 5 について、公開買付け 6 を行う者の株券等所有割合 7 およびその特別関係者 8 の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(a)当社の株券等の取得をしようとする者またはその共同保有者⁹もしくは特別関係者(以下、本(iii)において「株券等取得者等」といいます。)が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下、本(iii)において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意等の行為、または当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係¹⁰を樹立する行為¹¹であって、(b)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為
- ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- (i) 買付者等の概要
 - (イ) 氏名または名称および住所または所在地
 - (ロ) 代表者の役職および氏名
 - (ハ) 会社等の目的および事業の内容
 - 二)大株主または大口出資者(所有株式または出資割合上位10名)の概要
 - (ホ) 国内連絡先
 - (へ) 設立準拠法
- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要(買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付等の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等¹²その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)
- ③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日¹³(初日不算入) 以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)はの国内連絡先に発送いた しますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、買付者等には当社取締役会が別途請求する追加の情報を提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等およびそのグループ (共同保有者⁹、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。) の詳細 (沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴、反社会的勢力との関係等を含みます。)
- (ii) 大規模買付等の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法および内容(経

営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数および買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等の実行の可能性等を含みます。)

- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。)
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、および顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇等 の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xi) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は買付者等から意向表明書が提出された事実とその概要および本必要情報の概要その他 の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示 いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された 内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、独立委員会が買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開

示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、原則として最大90日間の範囲内で、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を設定します。

ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合または独立委員会の勧告を受けた場合には1回に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様に開示いたします。また、延長の期間は原則として最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問します。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i)独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合または当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白である場合で、対抗措置の発動が相当であると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、大規模買付等が下記の付から(ト)に掲げるいずれかの類型に該当する場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を損なう

ものである場合に該当するものとします。

- (イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の 株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的での当社の株券等の取得(いわゆるグリーンメーラ ー)であると判断される場合
- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的での当社の株券等の取得であると判断される場合
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的での当社の株券等の取得であると判断される場合
- (二) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的での当社の株券等の取得であると判断される場合
- (ボ) 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の 株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしな いで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または 自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (へ) 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、取得の時期および方法、違法性の有無、実現可能性、大規模買付等の後の経営方針または事業計画、大規模買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含むがこれらに限られません。)が、当社の本源的価値に照らして不十分または不適当なものであると判断される場合
- (ト) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他の利害関係者との関係や、当社の技術力、ブランド力または企業文化を毀損する等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれがあると判断される場合

なお、独立委員会は、対抗措置の発動が相当であると判断する場合でも、対抗措置の発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、取締役会に、株主総会の招集、対抗措置に関する議案の付議を勧告するものとします。

(ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の大規模買付等の内容が、本プランに定める手続に従ったものであり、かつ、企業価値を毀損しもしくは株主共同の利益を損なうものとはいえないと判断した場合、または、それ以外の場合でも対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による大規模買付等が上記(i)の要件を充足することとなった場合には、対抗措置を発動することを当社取締役会に勧告することができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重して、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動に係る株主総会の招集および議案の付議を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催し、対抗措置に関する議案を付議するものとします¹⁴。当該株主総会で対抗措置の発動を認める決議がなされた場合には、取締役会は、当該決議に従い、対抗措置に必要な手続を遂行します。当該株主総会で対抗措置の発動を認めない決議がなされた場合には、取締役会は、当該決議に従うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止・撤回し、大規模買付等が存在しなくなった場合¹⁵、または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会または株主総会が⑥記載の対抗措置の不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。 当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランへの更新は、本定時株主総会において株主の皆様の承認が得られることを条件として行われるものとし、本プランの有効期間は本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主の皆様に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事

前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)をすべて充足しています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること 本プランは、上記3. に記載のとおり、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべき か否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、 株主の皆様のために買付者等と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の 利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランにつき株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会において、本プランへの継続に関する議案につき株主の皆様のご承認をいただくこととし、かかるご承認がいただけない場合には、本プランへの継続はなされません。また、上記4.(3)に記載したとおり、本プランには、その有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、また、本定時株主総会後においても当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることになり、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等)から選任される委員3名以上により構成されております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)⑤および⑥に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 4. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型(取締役会の構成の交代を一度に 行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権を無償取得した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主および投資者の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続き

当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日を定め、これを公告します。

なお、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生

日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または株主総会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

以上

別紙 1

独立委員会規程の概要

- 1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- 2. 独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、①社外取締役、②社外監査役または③社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任する3名以上の委員により構成される。なお、当社は、社外有識者である独立委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
- 3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時または別途当該独立委員会委員と当社が合意した時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
- 4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
- 5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
- 6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、 その過半数をもってこれを行う。
- 7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 対抗措置の発動または不発動
 - (2) 対抗措置の発動の中止または停止
 - (3) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - (4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問する事項
- 8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
- 9. 独立委員会は、上記7. に規定する職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立 した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント その他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以上

別紙2

独立委員会委員の略歴

氏 名 本林 徹(もとばやし とおる)

略 歴 1963年 4 月 弁護士登録東京弁護士会入会

1971年 7 月 森・濱田松本法律事務所(旧森綜合法律事務所)パートナー(2008年 3 月迄)

1995年 4 月 東京弁護士会会長

2002年 4 月 日本弁護士連合会会長 (2004年 3 月退任)

2008年 4 月 井原・本林法律事務所パートナー

2018年3月 松田綜合法律事務所顧問(現任)

※同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

氏 名 茂木 康三郎(もぎ こうざぶろう)

略 歴 1972年11月 利根コカ・コーラボトリング株式会社入社

2005年10月 当社監査役(現任)

2007年3月 利根コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役社長

2009年 4 月 同社取締役会長

2012年 6 月 双葉電子工業株式会社社外取締役

※茂木 康三郎氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

氏 名 草野 成郎(くさの しげろう)

略 歴 1967年4月 東京ガス株式会社入社

2003年6月 同社代表取締役副社長執行役員 (エネルギー営業本部長)

2007年 4 月 東京ガス・エンジニアリング株式会社代表取締役会長

2008年4月 北海道ガス株式会社取締役会長

2010年6月 当社監査役 (現任)

※草野 成郎氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

氏 名 岩谷 誠治(いわたに せいじ)

略 歴 1987年 4 月 株式会社資生堂入社

1990年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社

2001年6月 岩谷誠治公認会計士事務所代表 (現任)

2015年 6 月 当社社外取締役 (現任)

※岩谷 誠治氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

以上

別紙3

当社の大株主の状況

(2023年3月31日現在)

氏名または名称	所有株式数(百株)	持株比率(%)
株式会社SBI証券	4,878	7.14
岡田 民雄	3,283	4.80
株式会社みずほ銀行	3,250	4.75
柏屋商事株式会社	2,750	4.02
日本坩堝従業員持株会	2,179	3.19
野村信託銀行株式会社(信託口)	2,162	3.16
野間 一	2,100	3.07
東京海上日動火災保険株式会社	1,348	1.97
日本精鉱株式会社	1,270	1.86
三井住友海上火災保険株式会社	1,190	1.74
ヒューリック株式会社	1,190	1.74

- (注) 1. 当社は自己株式217,455株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 - 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 - 3. 持株比率は自己株式217,455株を控除して計算しております。

別紙4

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当でに関する取締役会決議または株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当で決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

2. 割当て対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本 新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

- 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- 4. 本新株予約権の目的である株式の数 本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。
- 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記9. の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

7. 本新株予約権の行使条件

(I)買付者等、(II)買付者等の共同保有者、(II)買付者等の特別関係者、もしくは(IV)上記(I)ないし(II)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者(その共同保有者・特別関係者を含みます。)、または、(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者の関連者 16 (以下、(I)ないし(V)に該当する者を「非適格者」 17 と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり 18 、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記9.(2)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

- 8. 本新株予約権の譲渡
 - 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
- 9. 当社による本新株予約権の取得
 - (1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - (2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該 当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対 象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(3) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、 非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約 権で非適格者の行使が原則として認められないとされているものを¹⁹対価として交付することができます。ま た、当該新株予約権には、一定期間の経過後、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得する ことができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権 無償割当決議において定めるものとします。

- (4) (1)乃至(3)のほか、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。
- 10. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- 11. 新株予約権証券の発行 本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- 12. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当で決議において別途定めるものとします。

^{1 「}提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役 会が認めた者を含みます。以下同じとします。

[「]当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在または過去の資本関係(共同支配の関係を含みます。)、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしま

す。

- 11 本(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本(iii) 所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあり ます。
- ¹² 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 13 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- 14 原則として普通決議により承認を得るものとしますが、大規模買付等の目的、方法および内容ならびに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等及び独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。
- 15 例えば、既に開始している大規模買付等を中止・撤回(大規模買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告(法第27条の11第2項本文)がなされることを要します。)した上で、①大規模買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合が考えられます。
- 16 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と実質的に共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。
- ¹⁷ ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。
- ¹⁸ 当社取締役会は、非適格者の該当性が問題となっている者に対し、その判断に必要となる情報等の提供を求めることがあります。
- 19 ただし、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、 買付者等が、既に開始している大規模買付等を中止・撤回(大規模買付等が公開買付けの方法により実施されている場合に は、公開買付けの撤回の公告(法第27条の11第2項本文)がなされることを要します。)した上で、①大規模買付等を一定の 期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招 集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる買付者等その他の非適 格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができることなどが定められること等 があります。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制を図りつつ経済活動の正常化が進んだことで、設備投資、雇用情勢等が持ち直し、企業収益も緩やかながら改善基調となっております。先行きについては、各種の政策効果もあって景気が回復に向かうことが期待されますが、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、原燃料価格の高止まり、物価上昇の継続、供給面での制約などを十分に注視する必要があります。

当社グループを取り巻く関連業界におきましては、主要取引先である自動車関連産業は、半導体不足回復の遅れ や海外景気の下振れ等から、厳しい操業状況が続きました。国内生産台数・販売台数には持ち直しの動きも見られ ますが、本格的な回復には至っておらず、先行きは予断を許さない状況にあります。

鉄鋼産業は、国内粗鋼生産の前年同月比減少が継続しており、引き続き自動車部門の動向及び原燃料価格の高騰や為替変動等による更なる下振れリスクに注意を払うことが必要であります。

このような状況のなか、当社グループは営業と技術が一体となり、主力製品や新製品の拡販活動等を積極的に推進いたしました結果、当連結会計年度の売上高は88億4千1百万円(前期比1.9%増)となりました。しかしながら、利益面では、主要取引先である自動車関連産業が半導体不足回復の遅れ等により厳しい操業状況となり、国内生産台数が低水準で推移したことに加え、原材料・燃料価格が円安の進行等もあって大幅に上昇したことなどから、厳しい結果となりました。

当社単体では、営業利益が1億9千5百万円(前期比73.2%増)、経常利益が2億9千6百万円(前期比60.1%増)となりましたが、子会社・関連会社については、中央窯業株式会社が燃料費の高騰を主因に大幅な赤字となったこと、日本ピーシーエス株式会社が外注費・資材費等の上昇分を価格転嫁しきれず大きく減益となったことに加え、正英日坩工業燃焼設備(上海)有限公司が中国経済低迷の影響を受けて赤字を計上し持分法投資損失が拡大したことなどにより、非常に厳しい決算となりました。

この結果、連結営業利益は1億6千2百万円(前期比36.5%減)、連結経常利益は1億8千7百万円(前期比40.5%減)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、中央窯業株式会社において繰延税金資産を5千万円取り崩し、法人税等調整額が大きく増加したこともあって、2千4百万円(前期比88.4%減)となりました。

また、1株当たり当期純利益は3.66円(前期比27.91円減)、自己資本利益率は0.5%(前期比▲3.7ポイント)となりました。

事業セグメント別の業績は、以下の通りであります。

①耐火物事業の売上高は、50億4千5百万円(売上高比率57.1%)と前期比0.4%増加しましたが、営業利益は2億2千9百万円(前期比5.1%減)となりました。

耐火物事業の大半を占める鋳造市場向け事業は、自動車産業の操業低下の影響を大きく受けましたが、原材料・燃料価格等の上昇に伴う価格改定をお客さまのご理解を得ながら進めた結果、売上高43億1千2百万円(売上高比率48.8%)と前期比1.6%増加いたしました。

また、鉄鋼市場向け事業は、当社がメンテナンスを担当していた高炉の閉鎖の影響が大きく、売上高7億8千1百万円(売上高比率8.8%)と前期比8.5%減少いたしました。

②エンジニアリング事業の売上高は、27億2千6百万円(売上高比率30.8%)と前期比5.4%増加し、営業利益は3 億3千5百万円(前期比17.7%増)となりました。

このうち工業炉市場向け事業は、炉内の酸化物発生を大幅に抑えることができる新たなコンセプトの溶解兼保持炉「フリーダム」を中心に大型案件を順調に成約・進捗できたことなどにより、売上高7億7百万円(売上高比率8.0%)と前期比20.6%増加いたしました。

また、環境・工事市場向け事業は、民間焼却設備を中心に安定した受注を確保し、売上高19億7千万円(売上高比率22.3%)と前期比2.4%増加いたしました。

- ③不動産事業は、賃料改定によるテナント収入の減少等により、売上高3億8千2百万円(売上高比率4.3%)と前期比2.5%減少し、営業利益は2億2千7百万円と前期比5.4%減少いたしました。
- ④その他事業(塗料循環装置事業)は、売上高6億8千7百万円(売上高比率7.8%)と前期比2.2%増加いたしましたが、大型工事の利益率低下等の影響もあって4千3百万円の営業損失(前期は3千3百万円の営業利益)となりました。





経常利益/経常利益率(単位:百万円)

第180期 第181期 第182期 第183期 (2020年3月期) (2021年3月期) (2022年3月期) (2023年3月期) 経常利益 ———経常利益率(%)

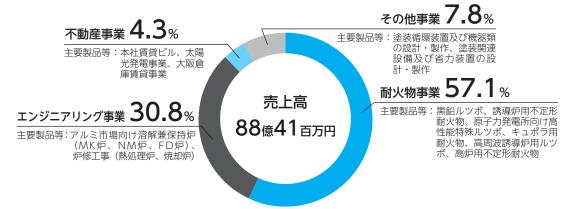
親会社株主に帰属する当期純利益(単位:百万円)

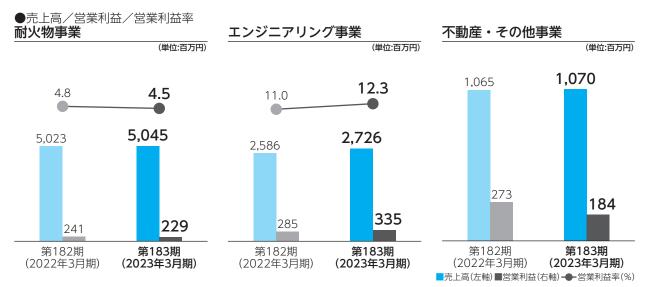


ご参考

事業セグメント別の状況

●売上高構成比率





- (注) 1. 売上高構成比率は外部顧客に対する売上高から算出しております。
 - 2. 上記の売上高の数値につきましては、セグメント間の内部売上高または振替高を含む売上高で表示しております。
 - 3. 上記の営業利益は、各セグメントに帰属しない本社部門の人件費および経費(△586百万円)を含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は9千万円であります。主な投資内容は、製品開発部の研究 開発用設備および豊田工場の測定装置であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の主な資金調達は、運転資金の拡充のための借入1億4千5百万円であります。 増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 中長期の経営戦略

2022年度を初年度とする 3か年の「中期経営計画2024 ~Crucible 3 R」(2023年3月期から2025年3月期)を策定し、2022年3月29日に開示しております。

(https://www.rutsubo.com/ir/images/pdf/mid-term2022.pdf)

「中期経営計画2024」では、当社グループの経営理念を踏まえた「長期ビジョン」として、「22世紀へ、躍進するNIKKAN ~創業1885年、『4世紀をつなぐ企業』を目指して」を掲げております。

また、長期ビジョンに基づく約20年後の到達目標として、「2040年に連結経常利益20億円(売上高200億円、経常利益率10%以上)」を設定しており、当社グループの「コア・コンピタンス(核となる強み)」である 「耐火物・サービスに関する総合的なソリューション提供力」を最大限に活かして実現を目指します。この長期 ビジョンと2040年の到達目標を全社・全員で共有するとともに、バックキャスティングの手法も用いて3年間の 位置づけを整理し、Rebirth(再生)、Re-create(価値の再創造)、Reconstruct(事業構造の再構築)という3つのRをキーワードとした中期経営計画としております。この3年間における基礎固めと3つのRの進展をベース に、次期「中期経営計画2027」での飛躍へと繋げてまいります。

「中期経営計画2024」の到達目標は、2024年度連結経常利益6億円(売上高100億円、経常利益率6%以上)としておりますが、その実現に向けた経営戦略については、以下の通り4つの視点で整理しております。

財務戦略の基本は、安定的な財務体質の維持と高い資本効率の追求を軸として、持続的な企業価値向上を意識 した経営資源配分を行うことであります。具体的には、営業キャッシュフローを安定的に積み上げて戦略的な設 備・研究開発投資を行うとともに、経営環境を踏まえた機動的な資本政策を実施し、適正水準の利益配当を継続 いたします。

第2の視点、到達目標達成に向けた最大のキーファクターである顧客満足向上戦略は、「常に顧客に寄り添い、情報を発信しニーズに応えることを通じて、顧客から全幅の信頼を受け続ける会社を目指す」ということであります。具体的には、顧客への的確なクイックレスポンスを継続し、情報共有化・分析を通じた製品満足度の改善を進めるとともに、技術・営業面でのサービス水準の飛躍的向上を図ります。また、海外の重点エリアにおいて、生産・営業の両面で積極的に展開いたします。

第3の視点は、業務生産性の向上に関する戦略であります。顧客の満足度を高め、業績の向上を通じてステークホルダーの期待に応えるべく、あらゆるビジネス・プロセスの生産性において同業他社比秀でた状態の実現を目指します。特に、サステナビリティに積極的に取組み、カーボンニュートラルに貢献する先進的でユニークな製品・技術の開発を進めます。また、部門・部署間の連携・対話を一段と促進し、営業・技術・生産・管理の各業務の生産性を大幅に向上させてまいります。

以上の経営戦略の土台となる組織活性化戦略の基本方針は、「役職員全員が、当社グループで働いていることを、大切な人たちに胸を張って誇りを持って語れる会社であり続けること」であります。具体的には、新規事業創出力・先見的対応力を組織全体で強化するとともに、基礎研究や革新的技術開発において大きな成果を生み出し得る人財の育成を抜本的に進め、これらをベースにグループ会社全体での相乗効果がこれまで以上に発揮される施策を推進いたします。また、エンゲージメント・サーベイを効果的に活用し、組織マネジメントのレベルアップ等を通じて、より働き甲斐があり心理的安全性が十分に確保された組織風土・企業文化への変革を進めてまいります。

(6) サステナビリティへの取組

(I) ガバナンス

当社グループは、サステナビリティ基本方針として、「企業理念・社是に基づき、環境・社会面の要請・ニーズと経済的リターンを両立させ、長期的な視点に立った取組を通じて企業価値を高めていく」と定めております。この基本方針のもと、カーボンニュートラルに取り組むお客さまに貢献する製品の開発を進め、当社グループ自身も製造過程における取組等を強化いたします。加えて、ESG/SDGsに関する取組として、ダイバーシティへの取組、労働環境の改善、地域貢献、取締役会の活性化等を進めてまいります。

取組方針・取組内容は、以下の通りであります。

第一に、様々な社会課題、特に事業における環境保全の重要性を認識し、脱炭素や資源有効活用に積極的に取り組んでまいります。具体的には、豊田工場での太陽光発電、トンネル窯の効率性向上、生産工程でのリサイクル処理、エネルギー消費原単位の低減、照明設備のLED化等であります。

第二に、お客さま、株主・投資家、社員などステークホルダーとのコミュニケーションを通して、相互理解に努め、共存共栄を図ります。地域の祭礼への寄付や広場提供、子供110番などの地域安全活動、小中学校からの社会科見学受入等も継続してまいります。

第三に、お客さまに安心・安全に使用していただける高付加価値な製品・サービスを通して、総合的なソリューションを提供いたします。具体的には、アルミ保持炉の電化、各種レンガ類の不焼成化、易乾燥性樋材の開発等であります。

第四に、人権を尊重し安全と健康を第一に、労働環境の維持・改善に努めます。具体的には、生産現場の省力化・環境改善、エンゲージメント・サーベイの実施等であります。

第五に、障壁を設けることなく多様性を受け入れ、個性を認め合い尊重しあう「るつぼ」となり、その「るつぼ」から新しい価値を創造いたします。具体的には、高齢者雇用への取組、女性活躍の推進、障がい者雇用の拡充等であります。

第六に、企業活動を推進するうえで必須条件となるコンプライアンスやリスクマネジメントに継続して取り組

みます。具体的には、取締役会の実効性向上、コンプライアンス研修の拡充等であります。

(Ⅱ) 戦略

①気候変動

当社グループは、鋳造業や鉄鋼業など原材料を加熱加工する素形材産業や焼却炉等の環境関連産業向けに、耐火物、工業炉等の製造販売、各種工事等のエンジニアリングサービスの提供をしておりますが、これら産業のお客さまのカーボンニュートラル実現に向けた取組に貢献していくことが極めて重要であります。

他方、当社グループ自身も、製造過程において温室効果ガスを排出していることから、様々な取組を通じてカーボンニュートラルの実現を目指すことが求められております。

お客さまの取組への貢献に関しては、蓄積技術やその応用、新たな開発技術等を通じて、以下の通り積極的に製品開発、製造・販売を行っております。具体的には、定形耐火物では煉瓦の不焼成化、また不定形耐火物は、易乾燥性の高い製品、予め定形化することでCO2の直接排出を削減する製品等であります。耐火物以外では、熱間作業の軽減、優れた省エネ効果、高歩留、高品質といった特徴から大変ご好評をいただいている工業炉「フリーダム」、お客さまの製造工程におけるCO2の直接排出を削減する取鍋電気加熱装置「エレマックス」等であります。

自社の製造等における取組としては、最も影響の大きい定形耐火物の焼成工程におけるCO2の直接排出を削減するため、新しい技術の研究開発を進めるとともに、当面の対策としてカーボンオフセットガスを利用しております。また、工場で使用するフォークリフトの電動化、グリーン電力の活用等を行っております。

②人的資本

当社グループは、前述の通り、「中期経営計画2024」において、「組織と人の活性化」を経営戦略の土台と位置付けております。「中期経営計画2024」の成否は、人財の能力向上・発揮を促進すること、人財を資源ではなく資本と捉えてその価値を最大限に引き出すことにかかっていると考えており、そのことを通じて持続的な成長を実現させてまいります。

具体的には、以下の通り、組織風土改革、優良人財の確保、人財育成、ダイバーシティを人的資本経営における重点課題として取り組みます。

(i)組織風土改革

エンゲージメントは「組織や仕事に対して自発的な貢献意欲を持ち、主体的に取り組めている状態を表すもの」、会社と個人の繋がりであり、「個人と組織が対等な関係で、互いの成長に貢献し合う関係」、言い換えれば、「やりがいがある」「達成感を感じる」「環境に満足している」状態と認識しております。従業員一人ひとりが自分の持ち場を守るだけでは不十分であり、従業員が相互に刺激し合い、わくわくするような仕事に向きあうことが必要であることから、このエンゲージメントが重要と考えております。

エンゲージメント向上への取り組みを推進していく上で、その課題や改善度合いの見える化を進めることが効果

的と考え、エンゲージメント・サーベイを2021年度より導入し、その総合スコアをKPIとして設定して全社をあげて取り組んでおります。

いわゆる「1 on 1」についても、2022年度より新たに全社に導入いたしました。チームが目指すべき方向性を明確に示した上で、メンバーの強みや特性、価値観を踏まえたメンバーの自発的なキャリア形成に関与し、組織成長、メンバー成長の両輪を回せるような状態を目指してまいります。

また、「TRYプロジェクト」と称して、社員自らが考え、自発的に声をあげ、行動する運動を継続しており、それら社員の声を全社に広く環元しております。

(ii) 優良人財の確保

2021年度より、新卒採用手法としてダイレクト・リクルーティングを導入いたしました。採用条件に合致する学生の資質等を事前に確認した上で全国の学生にオファーできる仕組みであり、多様な優良な人財の獲得に効果をあげております。併行して、インターンシップも積極的に活用しております。

中途採用については、人財紹介業者を規模にこだわりなく大幅に拡充し、優良人財の確保に努めております。 中期経営計画において重要戦略と位置付けているエンジニアリング事業(環境・工事、工業炉)の増員を図る観点から、業種に特化した紹介業者の拡充のほか、ダイレクト・リクルーティング、ヘッドハンティングなど採用手法の多様化にも取り組んでおります。2022年度より、社内公募制度、リファラル採用も新たに導入いたしました。

新卒、中途採用ともに優良人財確保のため更なる手法の拡充に取り組んでまいります。

(iii) 人財育成

2020年度より、主要拠点(東京、大阪、愛知)の立地にマッチした新たな公開型研修を導入しております。理論的なテーマから実務に役立つテーマまで100を超える講座があり、何度でも受講可能な仕組みとなっております。社員本人、管理者によって主体的に自由に育成に取り組むことができており、人財育成の礎となっております。

また2021年度より、次世代の経営層の育成目的として部門横断の「ルツボ創成タスクフォース」を組成し、経営日線での提案活動を進めております。

若手層の育成に関しては、2021年度より、「若手からの提言プロジェクト」を開始、部門横断で人選した若手が経営陣に対して積極的に提案を行っております。

人事交流については、コロナ禍により見送っていた工場間の交流会を2022年度より再開いたしました。今後は、生産部門間だけではなく、営業、技術など他部門間の交流も拡充する予定であります。

(iv) ダイバーシティ

長期ビジョンとして掲げている「22世紀へ4世紀をつなぐ企業を目指して」持続的な成長を図るためには、多様な人財の活躍が必要不可欠と考えております。

女性活躍推進については、女性管理職比率を指標として人財育成を計画的に進めます。高齢者の活躍も重要な課題であり、定年退職者の継続雇用率100%を目標に推進いたします。障がい者雇用については、法定雇用率を充足すべく情報収集等に努めてまいります。また、従前より海外部門、技術部門等において外国出身者が活躍しておりますが、優良人財の確保を一段と進めます。

多様な人財の確保とともに多様な働き方の実現も必要不可欠と考えております。有給休暇の取得推進、長時間 労働の削減に加えて、在宅勤務、時差出勤、半日有休・時間有休取得等の多様な制度の活用、産休・育休、介護 休暇の利用促進に努めてまいります。

(7) 対処すべき課題

① 経営方針

当社グループは、『創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、いかなる時代、いかなる環境にも適合する会社を目指す』ことを経営理念とし、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応え、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を経営の最重要課題として取り組んでおります。そのために、内部統制システムの整備・強化を図り、経営の透明性・公平性を確保し、迅速な意思決定により経営の効率性を高めるべく、コーポレートガバナンスの充実を進めております。

② 経営環境に関する認識

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の影響長期化に加え、ウクライナ情勢等に起因する原材料・燃料価格の高騰、為替相場等の市場動向など、予断を許さないものと認識しております。

鋳造市場においては、自動車の国内生産・販売が引き続き半導体の供給不足の影響を受けていることに加え、中長期的には自動車のEV化進展がもたらす広範な影響への的確な対処が最重点課題であります。また、鉄鋼市場においても、世界規模での需給調整等が進むなかで製鉄所の再編が進んでおり、当社グループも引き続き影響を受ける見通しであります。

他方、工業炉市場は、競合企業は多いものの新規参入の少ないマーケットと認識しており、特に海外市場において拡大余地が十分にあるものと考えております。この分野では、特にカーボンニュートラルに資する製品が求められており、CO2削減をキーワードにした工業炉の開発が最大の課題と考え、当社も積極的に取り組んでおります。また、環境・工事市場は景気変動の影響を受けにくいことから、焼却炉新設・更新は中期的に継続するものと想定しております。大型の焼却処理施設は高水準の稼働が続いており、メンテナンス工事の需要も引き続き大いに期待できる見込みであります。

③ 年度運営方針、基本戦略

184期(2024年3月期)の年度運営方針は、「新中期経営計画の完遂〜特にカーボンニュートラルに本格的に取り組む一年」であります。

184期の基本戦略については、戦略企画部を軸とした経営企画・戦略立案・新事業創出機能の拡充、中期経営計画の実効的なフォローアップ等に加え、各部門において以下の通り推進いたします。

国内営業部門は、長年の実績を活かして引き続きお客さまの安定操業に貢献していくことを柱に、既存のお客さまとの深化・取引拡充に取り組み、新市場・新分野のお客さまの開拓を強化いたします。各営業員がこれまで以上にお客さまの事業内容や経営課題をよく知る努力を積み重ね、当社グループの強みであるきめ細かなサービスを提供し続けることで、お客さまの満足度を一段と高めてまいります。また、そうした観点から、新たな営業管理指標を導入し、営業員の対応力強化を進めてまいります。

海外営業部門は、重点地域に製造・販売・メンテナンス拠点を確立して市場深耕を進め、海外における売上・営業利益のウエイトを拡充いたします。具体的には、アジア地域での現地生産化によるコスト競争力向上、技術ライセンス先との取引拡充、代理店との連携強化等を積極的に推進してまいります。また、2021年12月に中国江蘇省に設立した合弁会社「久精日坩(江蘇)新材料科技有限公司」は、2022年4月より新会社としての操業を開始しております。当社より総経理を派遣するとともに当社基準の生産・品質管理を導入しており、既に今期の連結業績に寄与しております。

技術部門は、豊富な製品群、蓄積技術、特徴ある製造・研究設備の裏付けのもと、技術対応力と製品開発力を向上させ、顧客対応力および環境変化対応力を一段と強化いたします。具体的には、顧客ニーズやクレーム最小化に向けた取組成果等の指標化、各種技術対応活動の分析を通じた技術力強化により、顧客満足度の大幅向上を目指します。また、CO2削減をキーワードにした新製品開発、オンリーワン製品の開発、戦略企画部と連携した将来を見据えた研究開発への取組を強化するとともに、知的財産、基礎研究への重点投資を進めてまいります。

生産部門は、品質の維持・向上、安全の最重視を基本に据え、製造原価計算の精緻化、製造工程管理のレベルアップ等を通じて生産性向上を図るとともに、製造設備の保守・更新の一層の適正化を行ってまいります。また、原材料・燃料費の高騰・高止まりへの的確な対応、自社工場におけるカーボンニュートラルへの取組等を進めます。

管理部門は、エンゲージメントに係る諸施策の積極展開を最大の眼目として、有為な人財の採用継続、適材適所の人事運営、教育研修の拡充等による人財開発・育成を一段と進めるとともに、「働き方改革」の更なる推進、リスク管理の高度化、コンプライアンス意識の更なる向上、管理会計の拡充等の経営管理高度化、IT領域拡大への対応強化、法令・制度改正への的確な対応等に、精力的に取り組んでまいります。

4 セグメントごとの事業戦略

当社グループは、子会社・関連会社を含めた全事業を、耐火物事業、エンジニアリング事業、不動産事業、その他事業の4つのセグメントに区分しております。耐火物事業は鋳造市場向け事業と鉄鋼市場向け事業とに、またエンジニアリング事業は工業炉市場向け事業と環境・工事市場向け事業とに、それぞれ区分しております。日本ピーシーエス株式会社の塗料循環装置等に関する事業は、その他事業のセグメントとしております。

当社グループの耐火物事業は、一定分野に限定することなく、多種多様な製品群により広範なお客さまのニーズに的確にお応えしていることから、分野ごとに競合企業が異なるという特徴を有しております。各分野において優れた技術力を持った競合企業と切磋琢磨を続けながら、また当社グループの強みである営業・技術両面での総合的なソリューション提供力を存分に活かしながら、今後もこの事業における競争優位を確保できるよう努めてまいります。

最大のウエイトを占める鋳造事業の基本戦略は、「主要市場として、顧客動向の分析と的確な対応を徹底、自動車産業の大変革に先手を打ち、鋳造業界の更なる発展に貢献してあります。

主な取引先である自動車関連産業におけるシェアの維持・拡大のため、お客さまから「ファーストコール」をいただくための信頼構築に努めるとともに、省エネ・断熱・脱炭素ニーズに対応した新製品「LITETEX」「エレマックス」等の新製品の拡販を進めてまいります。また、電子デバイス分野等に対応した金属粉末溶解市場への展開、自動車のEV化に適応した誘導炉市場向け製品の拡販、環境問題に適合した省エネ耐火物の開発と販路拡大も積極的に行っております。主力製品である定形耐火物は、当業界で最新・最大の成形設備「CIP(冷間等方圧プレス)」により、例えば高圧縮ルツボ、大型ルツボ等の高付加価値製品を効率的に製造できるという大きな特長を有しております。

鉄鋼事業の基本戦略は、「設備再編等により変化する国内市場でのシェアを死守しつつ、海外市場における取引 拡充に向けて新技術を確立」であります。

国内市場については、製鉄所の再編、高炉から電炉へのシフト進展等の影響を受けることとなりますが、高い技術力により継続的に安定耐用に貢献してきた実績、スピーディーできめ細かな対応力をベースに、シェアの維持と利益率向上に努めてまいります。海外市場については、易乾燥性樋材などの新技術の開発を進めるとともに、海外での技術指導が可能な人財の育成により、ロイヤリティー収入の確保を図ってまいります。

第2のセグメントであるエンジニアリング事業については、「中期経営計画2024」において、長期ビジョンの 実現に向けた事業構造(ポートフォリオ)の再構築を進めていくうえで極めて重要な分野として位置付けてお り、今後、人財を大幅に増強いたします。

エンジニアリング事業の柱の一つである工業炉事業の基本戦略は、「顧客のCO2削減、作業負荷軽減に貢献する工業炉開発を推進し、先進ビジュアルパネルを活用して作業の安全と高効率化を追求」であります。

この事業では、炉内の酸化物発生を大幅に抑えることができる新たなコンセプトの溶解兼保持炉としてお客さまから高評価をいただいております「フリーダム」の大幅な拡販に加え、アルミ市場向け溶解兼保持炉「MK炉」「NM炉」、および炉修工事の受注拡大を進めてまいります。海外についても、これまで拡大してきたアジアに加え、伸長著しい北米を重点マーケットとして、市場ニーズに即した製品開発、日系企業を中心とした営業活動強化により、積極的な展開を図ってまいります。

この事業における当社グループの強みは、汎用的な製品だけではなく、お客さまの製造ラインに合わせて最適にカスタマイズした製品を設計・製造できること、設置後のメンテナンスも一貫して対応できることであります。工業炉開発の技術者が鋳造分野等の技術者との連携を一段と強化することで、カーボンニュートラルに適応した製品群の開発が加速されてきており、IoT技術を活用した新機能の開発・展開も含め、上記の強みをこれまで以上に活かした事業拡大を進めます。

エンジニアリング事業のもう一つの柱である環境・工事事業の基本戦略は、「人財拡充による対応力強化と時短に繋がる製品・サービスの提供を通じて顧客ニーズに適応し、取扱工事を大幅に拡大しであります。

民間事業者および自治体の設備投資動向を的確に捉え、焼却炉、誘導炉、各種工業炉のメンテナンス工事を中心とした受注拡大に取り組みます。具体的には、高接着性・速硬性・高強度・易乾燥性という特性を有する「クイックセッター」の拡販、当社の独自性を発揮した時短工法への取組強化などを通じて、設備工事ニーズに対する質の高いサービスの提供を進めます。特に、民間産廃市場では焼却炉の中大型化傾向が続くなかで大型工事案件の増加が見込まれることから、人財の採用・育成、協力会社との連携など経営資源を重点的に投入いたします。また、2017年4月に連結子会社化した眞保炉材工業株式会社とのシナジー拡充を更に進めるとともに、大手プラントメーカーとの取引拡大にも一段と積極的に取り組んでまいります。

第3のセグメントである不動産事業では、本社ビルの賃貸と豊田工場の太陽光発電に加え、2017年4月より開始した大阪倉庫の賃貸により、引き続き安定的な収益確保に努めるとともに、遊休不動産の有効活用を進めてまいります。

第4に、その他の事業として、2021年4月に連結子会社化した日本ピーシーエス株式会社とのシナジー拡充を進めてまいります。日本ピーシーエス株式会社は、主に自動車関連向け塗装工程に係る自動省力機、塗料循環装置の設計製造を手掛け、取引先との強固な信頼関係をベースに、卓越した技術力をもって事業を行なっております。技術・ノウハウ等を共有することで自動車関連メーカー等との取引拡充を展望するとともに、工業炉事業においても設計技術の融合等を通じて新製品の開発を一段と加速いたします。

また、新規事業の拡充も当社グループの最重要経営課題の一つであります。地球温暖化、資源問題など経営環境に関する中長期の予測・展望も踏まえながら、金属溶解以外の業界への耐火物供給、業務提携やM&Aを通じた事業多角化の推進等により、「次の1世紀を支える新規事業」を創出してまいります。

⑤ 優先的に対処すべき事業ト及び財務トの課題

前述の通り、当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の影響長期化に加え、ウクライナ情勢等に起因する原材料・燃料価格の高騰、為替相場等の市場動向など、引き続き予断を許さないものと認識しております。特に、主要取引先である自動車関連産業における生産・販売の回復の遅れ、鉄鋼業界における製鉄所再編については、優先的に対処すべき事業上の課題と認識しております。また、自動車のEV化進展に伴う中長期的な影響についても、今後重点的な対処が不可欠な事業上の課題であります。

当社グループとしては、このような市場構造の変化に対して、「創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、いかなる時代、いかなる環境にも適合する」との経営理念を改めて全員が共有し、創業138年の歴史を刻む中で培ってきた柔軟な対応力を発揮して、更なる成長を力強く目指してまいります。

「中期経営計画2024」においては、この経営理念を踏まえた「長期ビジョン」として、「22世紀へ、躍進する NIKKAN ~創業1885年、『4世紀をつなぐ企業』を目指して」を掲げ、約20年後の到達目標「2040年に連結 経常利益20億円」を設定しており、当社グループの「コア・コンピタンス(核となる強み)」である『耐火物・サービスに関する総合的なソリューション提供力』を最大限に活かしてこの目標の実現を目指します。

グループ全社・全員が一丸となって「中期経営計画2024」を完遂することこそが、上記の事業上の課題への対処と考えております。

なお、183期は厳しい経営環境が続く中で連結業績は前期比減益となっておりますが、当社単体では増収増益となり、各子会社も含め引き続き健全な財務体質を維持しており、特筆すべき財務上の課題はありません。

(8) 財産および損益の状況

(単位:千円、1株当たり当期純利益は円)

第180期 2020年3月期	第181期 2021年3月期	第182期 2022年3月期	第183期 2023年3月期 (当連結会計年度)
9,243,040	7,657,790	8,675,032	8,841,987
412,190	124,975	314,615	187,227
306,787	117,233	212,302	24,593
45.39	17.43	31.57	3.66
4,720,939	4,912,397	5,186,106	5,199,679
10,926,922	10,704,092	11,077,212	10,784,740
	9,243,040 412,190 306,787 45.39 4,720,939	2020年3月期 2021年3月期 9,243,040 7,657,790 412,190 124,975 306,787 117,233 45.39 17.43 4,720,939 4,912,397	2020年3月期2021年3月期2022年3月期9,243,0407,657,7908,675,032412,190124,975314,615306,787117,233212,30245.3917.4331.574,720,9394,912,3975,186,106

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。第180期(2020年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
中央窯業株式会社	20,000千円	100%	耐火物の製造販売
アジア耐火株式会社	30,000千円	100%	不定形耐火物の製造販売
真保炉材工業株式会社	30,000千円	100%	築炉工事
	32,000千円	100%	塗料循環装置の製造販売

⁽注) 当社は、2023年4月1日付にて中央窯業株式会社を吸収合併いたしました。

③ 持分法を適用した関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
正英日坩工業燃焼設備(上海)有限公司	33,725千元	23%	燃焼設備機器の製造販売
久精日坩(江蘇)新材料科技有限公司	3,130万元	33.5%	耐火物の製造販売

4 その他

技術提携の状況

ア. 重要な技術援助契約先

ドイツのルミコ社、メキシコのカンパニア ナショナル デ アブラシボス社、中国の正英日坩工業燃焼設備 (上海) 有限公司、瀋陽金安鋳材有限公司、久精日坩(江蘇)新材料科技有限公司

イ. 重要な技術導入契約先

アメリカのヴェスヴィアス社、アライド ミネラル プロダクツ社、イージェイサーモ プロダクツ社

(10)主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業内容	主要製品等
耐火物事業	黒鉛ルツボ、誘導炉用不定形耐火物、原子力発電所向け高性能特殊ルツボ、キュポラ用 耐火物、高周波誘導炉用ルツボ、高炉用不定形耐火物
エンジニアリング事業	アルミ市場向け溶解兼保持炉(MK炉、NM炉、FD炉)、炉修工事(熱処理炉、焼却炉)
不動産事業	本社賃貸ビル、太陽光発電事業、大阪倉庫賃貸事業
その他事業	塗料循環装置及び機器類の設計・製作、塗装関連設備及び省力装置の設計・製作

(11)主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

会社名	名 称	所在地	
	本社	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号	
	東京支店	東京都渋谷区	
	大阪支店	大阪府東大阪市	
	名古屋支店	愛知県春日井市	
	九州営業所	福岡県北九州市	
当	鹿島出張所	茨城県神栖市	
当 社	埼玉出張所	埼玉県上尾市	
	熊谷出張所	埼玉県熊谷市	
	富山出張所	富山県高岡市	
	東海出張所	愛知県東海市	
	大阪工場	大阪府東大阪市	
	豊田工場	愛知県豊田市	
中央窯業株式会社	本社	愛知県春日井市	
アジア耐火株式会社	本社	埼玉県上尾市	
子会社	本社	東京都大田区	
日本ピーシーエス株式会社	本社	東京都渋谷区	
日坩商貿(上海)有限公司	本社	中国上海市	

(12) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
259名	_

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
169名	4名増	43.1歳	14.6年

⁽注) 上記従業員数には、嘱託および臨時従業員は含まれておりません。

(13) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	941百万円

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数
- (2) 発行済株式の総数

20,000,000株 7,045,200株

(自己株式217,455株を含む。)

2,141名

127,000株

119,000株

119,000株



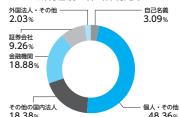
日本精鉱株式会社

ヒューリック株式会社

三井住友海上火災保険株式会社



- (注) 1. 当社は自己株式217,455株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 - 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 - 3. 持株比率は自己株式217,455株を控除して計算しております。



1.86%

1.74%

1.74%

3 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	大久保 正 志	
常務取締役	大 橋 秀 明	技術部門管掌
常務取締役	広 野 玲緒奈	管理部門管掌 経理部長
取締役	小 松 俊 夫	鉄鋼部門長 調達部長兼豊田工場長
取締役	岡 信幸	生産部門管掌 大阪工場長
取締役	西村有司	営業部門管掌 営業部長
取締役	岩谷誠治	
常勤監査役	山本博之	
監査役	茂木康三郎	
監査役	草野成郎	

- (注) 1. 取締役岩谷誠治氏は、社外取締役であります。
 - なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 - 2. 常勤監査役山本博之氏、監査役茂木康三郎氏および監査役草野成郎氏は、社外監査役であります。 なお、当社は草野成郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額 といたします。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社のすべての取締役および監査役。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償請求や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈賄罪などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

₽ A	おみとなった。	ŧ	対象となる		
区分	報酬等の総額基本報酬		業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数
取締役	91,765千円	76,640千円	14,322千円	803千円	7名
(うち社外取締役)	(4,400)	(4,400)	(-)	(-)	(1)
監査役	18,200	18,200	_	_	3
(うち社外監査役)	(18,200)	(18,200)	(-)	(-)	(3)
合 計	109,965	94,840	14,322	803	10
(うち社外役員)	(22,600)	(22,600)	(-)	(-)	(4)

- (注) 1. 上記の「基本報酬」の額には、当該事業年度における監査役1名(うち社外監査役1名)に対する役員賞与引当金の繰入額1,200千円を含んでおります。
 - 2. 上記の「業績連動報酬等」の額には、当該事業年度における取締役6名(うち社外取締役0名)に対する役員賞与引当金の繰入額14.322千円を含んでおります。
 - 3. 上記の「非金銭報酬等」の額には、当該事業年度における取締役6名(うち社外監査役0名)に対する株式給付引当金の繰入額803千円を含んでおります。
 - 4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 業績連動賞与に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標として連結経常利益を掲げ、連結経常利益額に役位毎の係数を乗じた額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしております。

③ 業績連動型株式報酬の内容

取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績指標を反映した株式報酬を交付しております。業績指標は、株主利益との連動性を明確に図るため、業績の最終結果を表す連結上の親会社株主に帰属する当期純利益としております。役員株式給付規程に基づき、取締役の役位ごとに設定したウエイトを用いて各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じたポイントを毎年付与し、取締役退任時に累積ポイントに基づく株式給付、金銭給付を行います。各事業年度の目標値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直すものとしております。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第167回定時株主総会において年額160百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第180回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入、当社取締役(社外取締役をのぞく)を対象として、本制度で定める役員株式給付規程に基づき、必要な金額を拠出しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第167回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
 - ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下、「決定方針」という)の原案を作成するよう諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月10日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

i . 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与および中長期の業績連動報酬としての業績連動型株式報酬「株式給付信託(BBT)」により構成し、監査機能を担う社外取締役および社外監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ii. 基本報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定 に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

iii.業績連動報酬の賞与ならびに業績連動型株式報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬の賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結経常利益に役位別の係数を乗じた額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

業績連動型株式報酬は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動リスクを株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として業績指標を反映した株式報酬とする。業績指標は、株主利益との連動性を明確に図るため、業績の最終結果を表す連結上の親会社株主に帰属する当期純利益とする。取締役の役位ごとに設定したウエイトを用いて各事業年度の連結当期利益の目標値に対する達成度合いに応じたポイントを毎年付与し、取締役退任時に累積ポイントに基づく株式給付、金銭給付を行う。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう各事業年度の計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直すものとする。

iv. 金銭報酬の額、業績連動賞与の額または業績連動型株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する 割合の決定に関する方針

当社の業績連動賞与は経常利益の達成率ではなく、経常利益の実額をベースとする。業績連動型株式報酬は当期純利益の達成率をベースとする。金銭報酬、業績連動賞与・報酬の割合は特に定めないが、取締役にとって十分なインセンティブとなるよう、全体としてのバランスを踏まえた適切な内容とし、諮問委員会への諮問・答申を経て決定するものとする。

v.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については代表取締役社長にその具体的内容について委任をするものとし、その権限の 内容は、各取締役の基本報酬の額および業績連動賞与の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社 長によって適切に行使されるよう、諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた 代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。なお、業績連動株式報 酬は、役員株式給付規程に基づき決定されるものとする。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め た多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであるとの判断 をしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2021年2月10日開催の取締役会にて代表取締役社長大久保正志に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績連動賞与の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、諮問委員会に原案を諮問し答申を経ることとしております。なお、業績連動型株式報酬については、役員株式給付規程に基づいて給付を決定しております。

(5) 社外役員の主な活動状況

① 社外取締役

区	分	氏 名	取締役会 出席状況	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要
取締役		岩谷誠治	100% (10/10回)	岩谷誠治氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に 基づき、取締役会における審議案件について的確な発言を通じ て議論の活性化に貢献するなど、当社の経営に対する監督等に 十分な役割・責務を果たしております。

② 社外監査役

区分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
常勤監査役	山本博之	100% (10∕10回)	100% (9∕9回)	銀行や事業会社での経験に基づく会計・海外事業・経営全般に関する知識を活かし、積極的に発言を行っております。
監査役	 茂 木 康三郎 	100% (10∕10回)	100% (9/9回)	事業会社での経営全般に関する経験を活か し、高い知見から発言を行っております。
監査役	草野成郎	90% (9 ∕10回)	100% (9/9回)	事業会社での経営全般に関する経験、環境・エネルギーに関する知識を活かし、 高い知見から発言を行っております。

4 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスの周知徹底を図り、取締役および使用人が職務の執行にあたり、法令、定款および 社内規程を遵守する体制を構築する。
- (2) 当社は、監査役会(過半数以上は社外監査役とする)を設置し、取締役の職務の執行についてコンプライアンスの観点から適時監査する。
- (3) 内部監査室は、監査を通して重大な法令違反その他定款、社内規程に違反する行為若しくはそのおそれがある行為を発見したときは、管理部門と連携し担当取締役に報告する。担当取締役は取締役会および監査役に報告し、適切に対応する。
- (4) 内部通報制度を設け、コンプライアンス体制の強化を図る。
- (5) 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、必要に応じて外部機関(警察および 弁護士等)と連携し、法的対応を含め毅然と対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な意思決定および報告等に関する情報は、法令および社内規程に基づき適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業活動を遂行する上で生じるリスクに対して、管理部門と内部監査室が連携して適時リスク管理状況を監視し、リスク管理・コンプライアンス委員会に報告の上、主要な内容について取締役会に報告する。
- (2) 各事業・機能部門の長は、所管業務に付随するリスクの状況を管理し、未然防止、再発防止に努め、重大なリスクの発生のおそれがある場合は、速やかに担当取締役に報告し、必要に応じて取締役会に報告する。
- (3) 大規模災害など緊急かつ重大なリスクが発生した場合に備え、事業継続計画 (BCP) を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画および年度計画を策定の上、達成すべき目標を明確にし職務を執行する。また、定期的に計画の達成状況を取締役会で検証する。
- (2) 取締役会および経営会議を定期的に開催し、経営効率の向上と意思決定の迅速化を図る。

5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の経営理念および内部統制システムの推進体制を当社およびグループで共有し、グループ全体のリスク管理・コンプライアンス体制の構築に努める。
- (2) 関係会社担当部門は、グループ各社の事業状況、財務状況、その他重要な事項について定期的な報告を受けるとともに、内部監査室および管理部門、監査役が連携して業務の適正性を確保する。
- (3) 当社はグループ会社に取締役または監査役を派遣し、業務執行の状況を把握するとともに、十分な監査を行う。
- (4) 内部通報制度はグループ各社にも適用する。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する 指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、必要な人員を配置する。
 - (2) 監査役は当該使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。
 - (3) 内部監査室は監査役と連携を密にし情報の共有と交換に努める。
- (4) 当該使用人の任命・異動等の決定には、その独立性を確保するため、事前に監査役の同意を得るものとする。
- 7. 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社および子会社の取締役および使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
 - (2) 当社および子会社の取締役および使用人は、当社またはグループ会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生のおそれがあるとき、または重大な法令違反その他社内規程に違反する行為を発見したときは、速やかに監査役に報告する。
 - (3) 当社は、内部通報制度による通報を含めて監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いは行わない。

8. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営からの独立性を保ちつつ、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (2) 監査役会は社長との間で定期的に意見交換を行う。
- (3) 監査役は監査法人および内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、社外監査役3名も出席し開催しております。原則として月1回の定例取締役会を開催し、取締役会規程ならびに取締役会付議事項の定めに従い、経営の基本方針や経営計画の策定等重要事項の審議および業務執行の状況確認等を行っております。社外取締役が出席することにより、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

また、各取締役は経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、経営戦略や経営課題等重要事項の審議を行い、取締役会の意思決定を補完しております。

2. 監査役の職務の執行について

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成され、原則として月1回の定例監査役会を開催し、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行っております。

各監査役が取締役会に出席するとともに、常勤監査役が経営会議をはじめとする重要な会議に出席して、他の監査役にも積極的な情報の提供を行うなど、取締役の職務の執行を監査しております。

また、監査法人および内部監査室と連携を密にするとともに情報の共有と交換に努め、効果的な監査業務を遂行しております。

3. コンプライアンス体制について

当社はコンプライアンス規程を定め、当社グループの社員に対し、会議や研修を通してコンプライアンスの重要性を徹底し、法令や定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。万が一、法令違反その他社内規程に違反した行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告する体制を整えております。

また、内部通報制度を設けグループ各社に適用し、コンプライアンス体制の強化を図っております。

4. リスク管理体制について

当社は、グループの事業活動に伴う多様なリスクの発生を防ぎ、リスクの顕在化時に生じる損失を最小限に留めることを目的として、リスク管理規程を定めリスク管理体制の強化を進めております。安全衛生面では、リスクアセスメントをはじめ労働安全推進会議、安全大会、55+25定期巡視などを実施しております。

「日本ルツボBCP」を策定し、大規模地震や火災を想定した非常時の訓練を実施するとともに、策定内容と緊急時の体制については毎年見直しをしております。新型インフルエンザ同様、新型コロナウイルス感染症流行に対し、従業員の感染リスクを最小限にとどめる予防対策を講じ、事業継続計画(BCP)の一環として不測の事態発生時の安定した経営を目指すために、事業継続計画(BCP)で想定する感染症対策に新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ(新型)編を整備策定しております。

また、当社の経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合に備え、社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会で定期的に十分な討議を行うなど、損害・影響等を最小限に留める体制を整備しております。

5. グループ管理体制について

当社は、経営方針および内部統制システムの推進体制をグループで共有し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めております。

グループ各社に取締役または監査役を派遣し、グループ各社の取締役会や会議を通して定期的な報告を受けて業 務執行の状況を把握するとともに、管理部門および内部監査室と連携して管理体制の強化に努めております。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の経営理念および企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダー(利害関係者)との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場しておりますので、当社の株式は株主および投資家の皆様による自由な取引が原則であり、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づき行われるものと考えており、当社株式に対する大規模買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠な取引先、債権者、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を損ねるおそれのあるもの、株主に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社はこのような大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

(a) 企業価値向上のための取組み

当社は、1885年(明治18年)の創業以来、耐火物および工業炉のメーカーとして138年間、国内外の鋳造業界、鉄鋼業界を中心とした市場に対し製品を供給してまいりました。当社が長年にわたり継続企業(ゴーイングコンサーン)として存続してきたのは、取引先、債権者、従業員等のステークホルダーとの長期的な信頼関係を基盤として、販売、研究開発、品質改善、コストダウン、新製品開発など顧客の要求に応える継続的な努力により常に企業価値の向上を目指してきたことによるものと考えており、今後も更なる企業価値および株主共同の利益の向上に努めてまいります。

(b) 不適切な者によって当該株式会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み 当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当 社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明ら かにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する当社株券等 の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行います。

当社は、2020年6月25日開催の第180回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「現プラン」といいます。)を継続しております。

現プランは、2023年6月28日開催予定の当社定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、現プランの継続承認後の情勢変化および買収防衛策に関する議論の動向等を勘案し、当社の企業価値・株主共同の利益向上の観点から、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間の確保、買付者等との交渉機会の確保等の観点から、現プランはなお有用であると判断し、2023年5月11日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続することを決議いたしました。

詳細につきましては、本定時株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類第5号議案をご覧ください。

(3) 取締役会の判断およびその判断に係る理由

- (a) 前記(2)(a)の取組みは、前記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値、株主共同の利益を確保・向上させるための取組みであり、株主の共同の利益を損なうものではないと判断いたします。
- (b) 前記 (2) (b) の取組みは、前記 (1) の基本方針に沿ったものであり、第180回定時株主総会において現プランは株主の皆様の承認を得ております。取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら買収防衛策が発動されることが定められており、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

⁽注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報、その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

第183期 科目 2023年3月31日現在 資産の部 流動資産 6,607,155 現金及び預金 1.837.467 受取手形 361,506 電子記録債権 349.339 売掛金 2,261,985 205.399 契約資産 棚卸資産 1.485.892 未収入金 35,336 その他 70.350 貸倒引当金 $\triangle 123$ 4,177,585 固定資産 (有形固定資産) (2,132,311)建物及び構築物 1.402.635 機械装置及び運搬具 357,115 工具器具備品 87.125 十地 119,851 リース資産 165,584 (無形固定資産) (251,245)のれん 217.647 その他 33.598 (投資その他の資産) (1,794,027)投資有価証券 876,281 関係会社出資金 570,731 繰延税金資産 255,410 保険積立金 33.584 その他 58.359 貸倒引当金 △339 資産合計 10,784,740

	(単位:千円)
科目	第183期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	3,533,798
支払手形及び買掛金	800,471
電子記録債務	709,458
短期借入金	1,344,600
リース債務	50,801
未払法人税等	72,117
賞与引当金	185,969
役員賞与引当金	25,954
その他	344,425
固定負債	2,051,262
長期借入金	714,300
長期未払金	861
リース債務	133,927
退職給付に係る負債	800,366
役員退職慰労引当金	113,150
役員株式給付引当金	8,802
資産除去債務	104,375
その他	175,478
負債合計	5,585,061
純資産の部	
株主資本	4,777,318
資本金	704,520
資本剰余金	85,474
利益剰余金	4,096,668
自己株式	△109,343
その他の包括利益累計額	422,360
その他有価証券評価差額金	356,758
為替換算調整勘定	65,601
純資産合計	5,199,679
負債・純資産合計	10,784,740

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位:千円)

科目	第 183 其 2022年 4 月 1 2023年 3 月31	- 日から
売上高		8,841,987
売上原価		6,427,395
売上総利益		2,414,592
販売費及び一般管理費		2,252,261
営業利益		162,330
営業外収益		
受取利息及び配当金	31,438	
受取家賃	28,432	
為替差益	2,958	
雇用調整助成金	16,882	
その他	23,390	103,102
営業外費用		
支払利息	28,709	
持分法投資損失	48,087	
その他	1,408	78,205
経常利益		187,227
特別利益		
固定資産売却益	90	
受取補償金	4,790	
投資有価証券売却益	1,165	
その他	80	6,127
特別損失		
固定資産除却損	2,232	
投資有価証券評価損	4,332	
その他	60	6,624
税金等調整前当期純利益		186,730
法人税、住民税及び事業税	134,344	
法人税等調整額	27,793	162,137
当期純利益		24,593
親会社株主に帰属する当期純利益		24,593

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位:千円)

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	704,520	85,474	4,140,352	△109,343	4,821,002
当期変動額					
剰余金の配当			△68,277		△68,277
親会社株主に帰属する当期純利益			24,593		24,593
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	_	△43,683		△43,683
当期末残高	704,520	85,474	4,096,668	△109,343	4,777,318

	7				
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計	
当期首残高	326,924	38,179	365,104	5,186,106	
当期変動額					
剰余金の配当				△68,277	
親会社株主に帰属する当期純利益				24,593	
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	29,834	27,421	57,256	57,256	
当期変動額合計	29,834	27,421	57,256	13,572	
当期末残高	356,758	65,601	422,360	5,199,679	

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類 貸借対照表

科目	第183期
 資産の部	2023年3月31日現在
真性の品 流動資産	4.738.088
現金及び預金	898,799
受取手形	349.764
電子記録債権	280,729
売掛金	1,892,869
契約資産	119,007
商品及び製品	445,115
仕掛品	104,892
未成工事支出金	18,083
原材料及び貯蔵品	552,690
前払費用	32,319
未収入金	31,794
その他	12,145
貸倒引当金	△123
固定資産	4,389,237
(有形固定資産)	(1,956,825)
建物	1,253,415
構築物	46,407
機械装置	317,133
車輌運搬具	0
工具器具備品	82,730
土地	91,553
リース資産	165,584
(無形固定資産)	(31,882)
借地権	3,871
ソフトウエア	21,401
リース資産	2,251
電話加入権 水道施設利用権	4,083 274
小垣旭設利用権 (投資その他の資産)	(2.400.530)
投資をの他の資産が投資有価証券	874,225
関係会社株式	977,265
関係会社出資金	305,596
破産更生債権等	339
繰延税金資産	208,871
保険積立金	10,604
その他	23,968
貸倒引当金	△339
資産合計	9,127,326

	(単位:千円)
科目	第183期
	2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	3,082,285
電子記録債務	632,610
買掛金	693,385
短期借入金	1,187,600
リース債務	50,801
未払金	32,349
未払費用	89,662
未払法人税等	70,212
未払消費税	26,653
前受収益	23,938
預り金	7,711
賞与引当金 47月間 - 17174 - 1717 - 1	124,500
役員賞与引当金 その他	15,291
- · · · —	127,568
固定負債 長期借入金	1,815,007 708,300
文別旧八並 リース債務	133.927
退職給付引当金	636,142
返職福刊513並 役員退職慰労引当金	82,141
役員 必	8,802
預り敷金保証金	175,478
資産除去債務	70,214
負債合計	4,897,293
純資産の部	4,037,233
株主資本	3,873,922
資本金	704,520
資本剰余金	80,850
資本準備金	56,076
その他資本剰余金	24,774
利益剰余金	3,197,895
利益準備金	163,380
その他利益剰余金	3,034,515
配当準備積立金	10,000
別途積立金	780,661
繰越利益剰余金	2,243,854
自己株式	△109,343
評価・換算差額等	356,110
その他有価証券評価差額金	356,110
純資産合計	4,230,033
負債・純資産合計	9,127,326

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位:千円)

科目	2022年 4	33期 月 1 日から 月31日まで
売上高		7,461,397
売上原価		5,423,718
売上総利益		2,037,679
販売費及び一般管理費		1,842,543
営業利益		195,136
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	74,233	
受取家賃	28,432	
為替差益	2,958	
その他	22,526	128,175
営業外費用		
支払利息	26,759	26,759
経常利益		296,551
特別利益		
投資有価証券売却益	1,165	
受取補償金	4,790	5,956
特別損失		
固定資産除却損	141	
投資有価証券評価損	4,332	4,473
税引前当期純利益		298,035
法人税、住民税及び事業税	104,726	
法人税等調整額	△15,996	88,729
当期純利益		209,305

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株主資本 資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 資本金 その他資本 資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 資本準備金 配当準備 別途 繰越利益 剰余金 合計 合計 積立金 積立金 剰余金 当期首残高 704,520 56,076 24,774 80,850 163,380 10,000 780,661 2,102,825 3,056,867 当期変動額 剰余金の配当 △68.277 △68.277 当期純利益 209.305 209.305 自己株式の取得 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) 当期変動額合計 141,028 141,028 当期末残高 24,774 704,520 56,076 80,850 163,380 10,000 780,661 2,243,854 3,197,895

(単位:千円)

	株主	株主資本		評価・換算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△109,343	3,732,894	326,149	326,149	4,059,043
当期変動額					
剰余金の配当		△68,277			△68,277
当期純利益		209,305			209,305
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			29,961	29,961	29,961
当期変動額合計		141,028	29,961	29,961	170,989
当期末残高	△109,343	3,873,922	356,110	356,110	4,230,033

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監查報告

会計監査人の連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

日本坩堝株式会社 取締役会 御中

> 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

森田浩之

公認会計士

城 卓男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本坩堝株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結機益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注配表について監査を行った。

というから 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本坩堝株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正受当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する 規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通続し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違 以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合に は当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚陶表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽 表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを強別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が懸を企業を削退として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した管査拠し基づき、機能企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか、結論付ける、機能企業の 前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する重接お計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の無論は、監査報告書目までに入手した監査部队と基づいているが、将来の事象や状況により、定業は機能を業として存版できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正 に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合は その内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

日本坩堝株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 森田浩之

公認会計士 城 卓男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本坩堝株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第183期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務 の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続全業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査提供基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項計算的表表することが求められている。監査人の結論は、監査報告書しまでに入手した監査選供差が立ているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会 計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で測別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阳書要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第183期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎诵を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2021年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算 書、及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の 記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

日本坩堝株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 山本博之 倒社 外 監 査 役 茂木康三郎 倒社 外 監 査 役 草野成郎 倒

会社概要 (2023	3年3月31日現在)		
社 名	日本ルツボ株式会社 (登記上社名:日本坩堝株式会社) Name:Nippon Crucible Co., Ltd.	資本金証券取引所	7億452万円 東京証券取引所 スタンダード市場
設 立	明治39年(1906年)12月	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ
本店所在地 東京都渋谷区恵比寿1-21	東京都渋谷区恵比寿1-21-3 恵比寿NRビル	証券コード	5355
	TEL(代表) 03-3443-5551	従業員数	連結 259名 単体 169名
株主メモ (2023	3年3月31日現在)		
事業年度	毎年4月1日~翌年3月31日	単元株式数	100株

剰余金の配当基準日 3月31日(中間配当を行う場合は9月30日) 定時株主総会 毎年6月下旬

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

みずほ信託銀行株式会社

株式に関するお手続について			
	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)	
郵便物送付先		〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部	
電話お問い合わせ先	お取引の証券会社等になります。	フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)	
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金 受取方法の変更等)		みずほ信託銀行 本店および全国各支店 ※トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。	
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行 本店および全国各支店 みずほ銀行 本店および全国各支店		
ご注意	○未払配当金の支払、支払明細発行については、上記の「特別□座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続お取扱店をご利用ください。○単元未満の買取以外の株式売買はできません。○電子化前に名義書換を失念してお手元に他人名義の株券がある場合は至急ご連絡ください。		

公告方法 電子公告 (https://www.rutsubo.com/)

ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して 行います。

MEMO

Topics

酸化物抑制炉「Freedom」



フリーダムは、溶解室には高効率のバーナーを、保持室にはフラットフレームバーナーと熱交換器を採用しております。これらの相乗効果により、炉内雰囲気温度を下げ、かつ炉内の残留酸素濃度を抑制し、わずかな清掃回数(年1~2回程度)で済むレベルまで酸化物生成量を抑制する事に成功しました。この酸化物生成量が極めて少ない効果から、溶湯中の介在物量も低減し溶湯品質の向上に貢献、またアルミロスの低減から溶湯歩留の向上にも貢献いたします。熱間作業の軽減、優れた省エネ効果、高歩留、高品質といった、これらの優れた機能を有する当炉は、ユーザー様より高いご評価を頂いております。

(一例:200kg/時間の溶解炉で他社比較、酸化物ロス、エネルギー費削減等で年間500万円のコストメリットがあります)

Topics 2

「日本ダイカスト展示会」に 出展

コロナの影響で4年ぶりとなった日本ダイカスト展示会 (2022年11月10日~12日)に出展いたしました。

同展示会には156の企業・団体が出展し、3日間で2万人弱が来場しました。



当社は展示の目玉として、ハイブリッドフリーダムの模型を展示し、多くのお客様に来て頂きました。来るの製品PRも行い、多数の皆さまより大きな注目をいただきました。

Topics

「中央窯業株式会社」の吸収 合併を決定

中央窯業株式会社は1919年に設立され、1961年に当社グループとなっております。同社は、各種耐火物の製造を行っておりますが、同業務の更なる合理化・効率化を図るため、2023年4月1日に当社を存続会社として、同社を吸収合併い





統合効果を最大限に実現していくことで、お客さま満足をより一層高めるとともに、当社グループの企業価値の向上を進め、持続的な成長を図ってまいります。

株主総会会場ご案内図

会場

交通

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号 朝日生命宮益坂ビル5階「渋谷サンスカイルーム」5A会議室 (会場場所のお問い合わせ) 渋谷サンスカイルーム 電話 03 (3406) 2085



電 車 JR線(山手線・埼京線・湘南新宿ライン)

渋谷駅 (宮益坂口)

東急東横線

渋谷駅

東急田園都市線

渋谷駅

京王井の頭線

渋谷駅

|東京メトロ(銀座線・半蔵門線・副都心線) 渋谷駅

*地下鉄連絡通路をご利用の場合はB3、B4番出入口が便利です。







見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。